

姫島村国土強靱化地域計画

令和3年3月

はじめに

国は、東日本大震災の教訓と、南海トラフ地震などの大規模自然災害等の発生のおそれを前提に、「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」として、平成25年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行しました。

この「基本法」の施行により、平成26年6月には「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が閣議決定され、具体的な取組が始まりました。

大分県においても「基本法」及び「基本計画」の理念を踏まえ、早急に事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに地域間競争力の向上に資する強靱な地域づくりを推進するため、平成27年11月に「大分県地域強靱化計画（以下「県計画」という。）」を策定し、取組を推進しています。

本村においても、国の地震調査研究推進本部によって、今後30年以内に70%から80%の確立で発生すると評価される南海トラフを震源とする地震において、大規模な津波による大きな被害の発生が見込まれており、平成25年12月施行の「南海トラフ地震対策特別措置法」に基づき、平成26年3月には「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定され、入念な備えが求められている状況にあります。

このため、本計画は「県計画」との調和を図りながら、地域強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本村における本計画以外の計画等の地域強靱化に関する指針となるべきものとして策定します。



目次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

1	国土強靱化の理念	1
2	基本目標	1
3	計画の位置付けと計画期間	1
4	基本的な方針	2
5	基本的な進め方	3

第2章 脆弱性の評価

1	姫島村の特性	5
2	対象とする自然災害	6
3	リスクシナリオ、施策分野の設定	9
4	リスクシナリオの評価結果	10
5	施策分野ごとの評価結果	15

第3章 強靱化の推進方針

1	リスクシナリオごとの推進方針	19
2	施策分野ごとの推進方針	33

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

1 国土強靱化の理念

我が国は、国土の地理的・地形的・気象的な特性から、これまで数多くの災害に苛まれてきた。

本村においても、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）災害により24箇所
の法面の崩壊、土砂の流出等、甚大な被害を受けた。また、30年以内には
70～80%の確率で発生が予測されている南海トラフ巨大地震では、地震
と津波によって本村で最大24人の死者が出ると想定されている。

こうした状況の中、大規模自然災害等が発生する度に甚大な被害を受け、
その都度、長時間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」を繰り返
すのではなく、様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する
備えを行うことが重要である。

2 基本目標

平成23年に発生した東日本大震災や、平成28年の熊本地震から得られ
た教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに
最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、長
期的な展望に立ち総合的な対応を行っていくことが必要である。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、本村における「強さ」と
「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向け、
以下の4項目を基本目標とし、国及び県と調和を図りながら、地域の強靱化
を推進する。

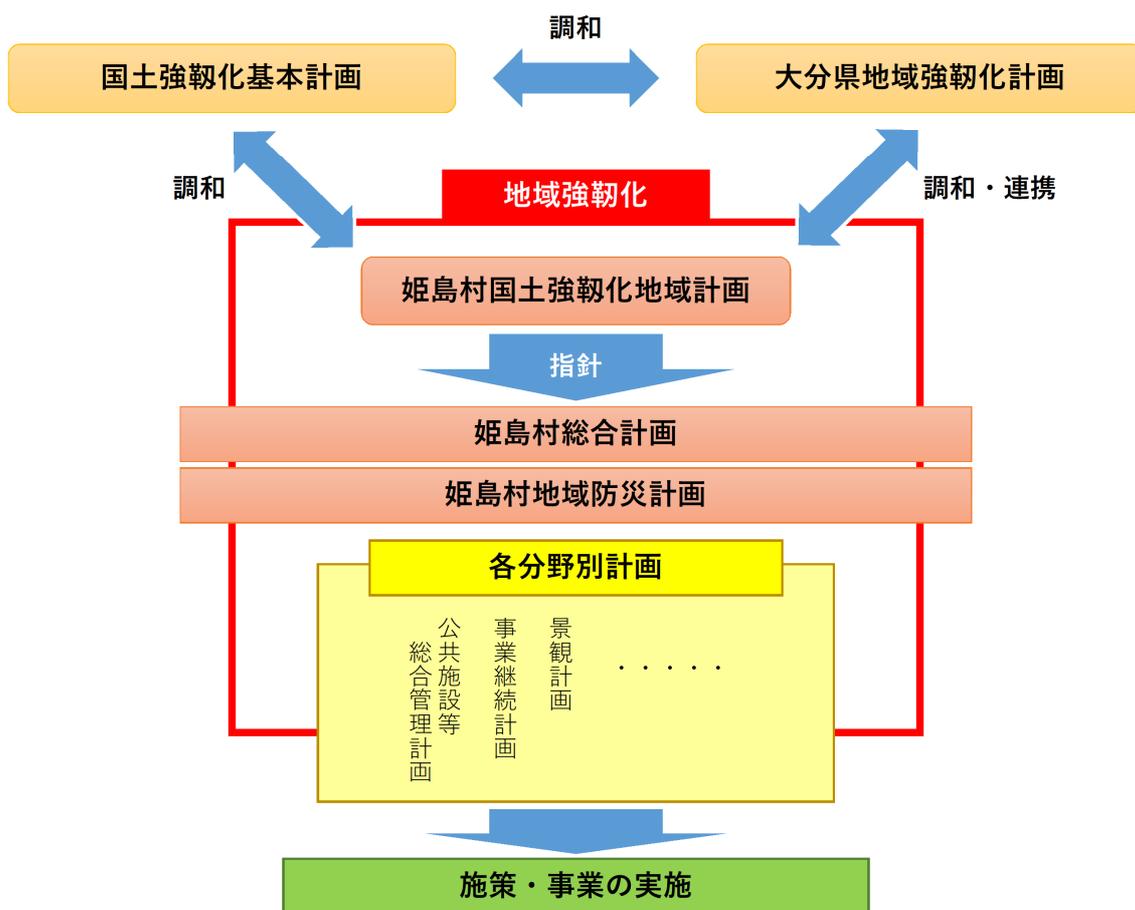
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①人命の保護が最大限図られること②村政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること③村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化④迅速な復旧・復興 |
|--|

3 計画の位置付けと計画期間

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであ
り、地域の強靱化に係る部分については、本村が有する様々な分野の計画等
の指針となる。

このため、姫島村総合計画や姫島村地域防災計画など本村の計画で、地域
強靱化に係る部分については、本計画が指針等となり、今後それらの計画の
見直しを行う際には、地域の強靱化に係る必要な施策について位置付けを具
体化し、地域の強靱化を確実に推進していくものとする。

計画期間は令和3年度から令和7年度までとし、その後の本計画の見直し
期間は5年、資料編の更新は毎年行う。



4 基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ① 本村の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組を進める。
- ② 短期的な視点ではなく、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組を進める。
- ③ 地域の特性を把握し、地域間の連携を強化するとともに、地域の強靱化を進めることにより、地域の活性化に繋げていく。
- ④ 本村が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化していく。

(2) 適切な施策の組合せ

- ① ハード対策とソフト対策を組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を組み合わせ、行政と民間が適切に役割分担し、連携協力する。

- ③ 非常時に効果を発揮するのみならず、平常時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 人口の減少等に起因する需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の重点化を図る。
- ② 既存の社会資本の有効活用により、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進する。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の有効利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

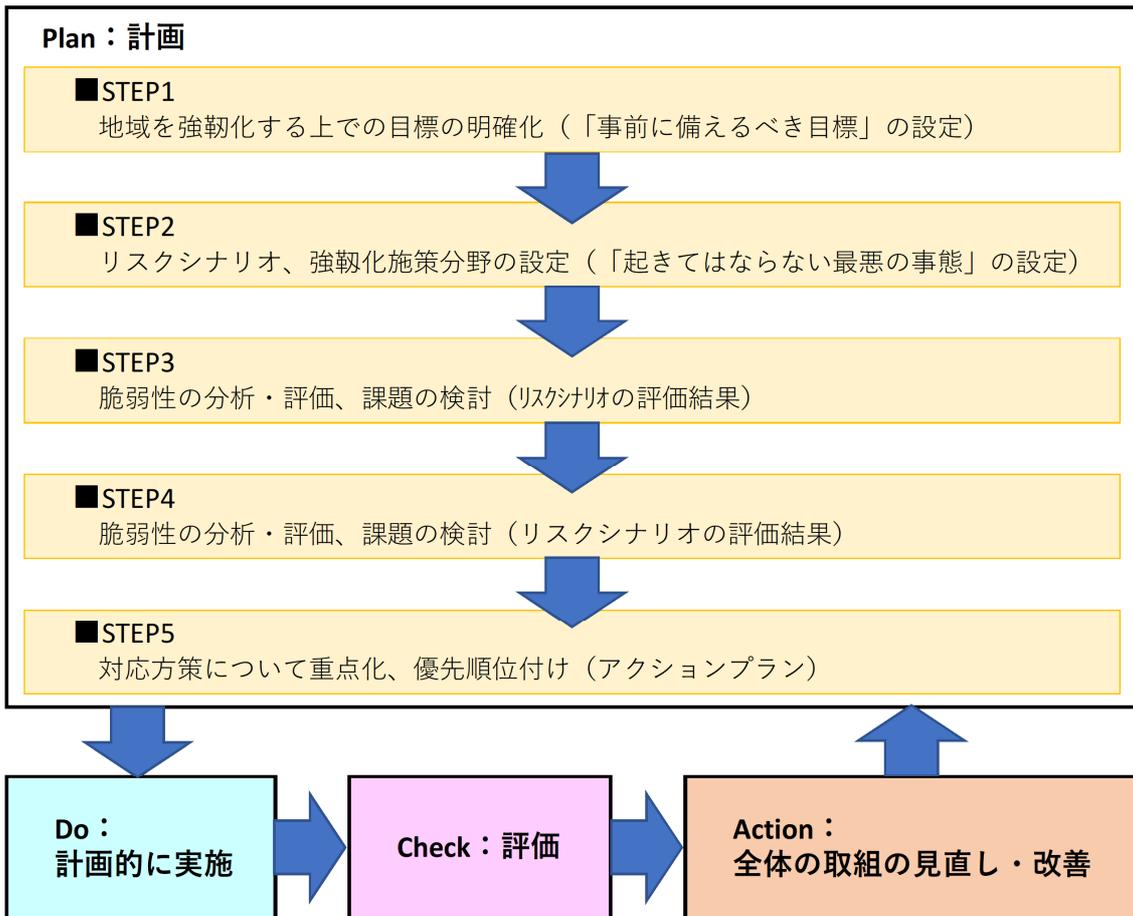
- ① 人の繋がりや、コミュニティ機能を向上するとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮した施策を講じる。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

5 基本的な進め方

「地域強靱化」は、本村のリスクマネジメントであり、以下P D C Aサイクルを繰り返すことにより、本村全体の強靱化の取組を推進する。

この際、「脆弱性の分析・評価」及び「リスクへの対応方策の検討」については、仮に発生した場合、村として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために「現状で何が不足し、これから何をすべきか」という視点から、組織横断的な「プログラム」（目標を達成するための施策群）検討するアプローチを導入する。

このアプローチを通じて、プログラムの重点化、優先順位付けに関する毎年の見直しを行う。



第2章 脆弱性の評価

1 姫島村の特性

(1) 地形・気候

本村は、大分県北部国東半島の北方沖合5kmの周防灘に位置する東西約7km、南北約3km、面積約6.99km²の島である。島を特徴づけるものとして、新しい地質時代に噴出した火山が集中して分布していること、豊後水道を通り抜けた速い潮流と広い灘に生ずる強い波浪によって砂州や礫洲が形成され、4つの小島が陸繋されて一つの島になったことがあげられる(藤原・成瀬、1980)。姫島の地質は第四系の堆積岩類及び姫島火山から構成され(図1)、国東半島南部に認められるような片麻岩などの変成岩類や花崗岩類などの堆積岩類、先第三系の基盤岩類は全く露出しない。

また、本村の平均的な気候は、年平均気温17.5℃と温暖で積雪はほとんどみられず、降雨量は年平均1,500mm前後である。(瀬戸内海姫島の海村景観(令和2年3月策定)より抜粋)

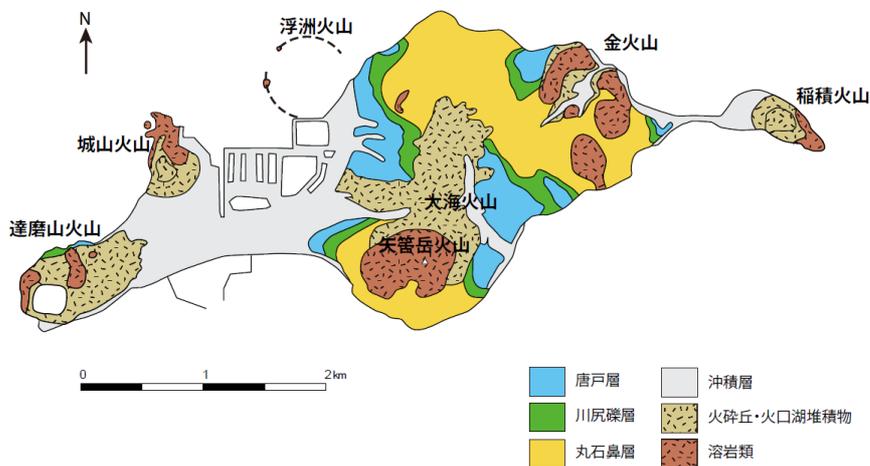


図1 姫島の地質図(伊藤ほか、1997を簡略化)

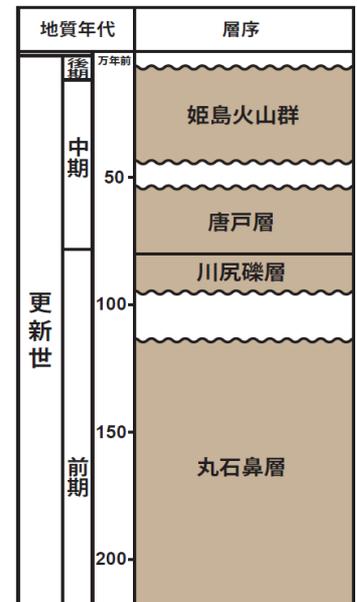


図2 姫島の層序区分図(伊藤ほか、1997)

【引用文献】

- ・藤原健蔵・成瀬敏郎(1980) 姫島の地形. 広島大学文学部内海文化研究紀要, no. 8, p. 37-42.
- ・星住英夫・伊藤順一・巖谷敏光・土谷信之(1997) 国東半島及び姫島の火山岩類及び堆積岩類のフィッション・トラック年代. 地球惑星科学関連学会1997年合同大会予稿集

(2) 人口

大分県においては、平成26年に「中長期県勢シミュレーション」を実施し、現状のままでは、令和22年の県人口は95.5万人になると推計している。

本村の令和2年における人口は1,970人（令和2年4月1日現在）となっているが、人口推計では令和12年（2030年）に約1,300人、令和22年（2040年）には約900人と想定されている。

区分		2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年 (予想)	2030年 (予想)	2035年 (予想)	2040年 (予想)	2045年 (予想)
総人口		2,810	2,505	2,173	1,975	1,724	1,543	1,333	1,128	931	749
年齢別 人口	年少人口 (～14歳)	434	307	214	171	133	110	83	61	44	34
	生産年齢人口 (15～64歳)	1,614	1,430	1,158	909	648	508	399	326	252	187
	老年人口 (65歳～74歳)	415	348	348	413	447	396	279	178	144	136
	後期老年人口 (75歳～)	347	420	453	482	496	529	572	563	491	392
年齢別 割合(%)	年少人口 (～14歳)	15.4	12.3	9.8	8.7	7.7	7.1	6.2	5.4	4.7	4.5
	生産年齢人口 (15～64歳)	57.4	57.1	53.3	46.0	37.6	32.9	29.9	28.9	27.1	25.0
	老年人口 (65歳～74歳)	14.8	13.9	16.0	20.9	25.9	25.7	20.9	15.8	15.5	18.2
	後期老年人口 (75歳～)	12.3	16.8	20.8	24.4	28.8	34.3	42.9	49.9	52.7	52.3

出典：国勢調査、『日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018）年推計』（国立社会保障・人口問題研究所）
<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson18/t-page.asp> を加工して作成

2 対象とする自然災害

(1) 巨大地震・津波

南海トラフ沿いでは、約100～150年の間隔で巨大地震が発生しており、昭和南海地震（1946年）から約70年が経過している。国の調査機関によると、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%となっており、地震発生危険性は年々高まっている。

また、県が公表した大分県地震被害想定調査（平成31年公表版）では、南海トラフ、周防灘断層群主部及び中央構造線断層帯において、想定される最大クラスの地震が発生した場合、本村での被害は、最悪のケースで津波による死者は139人、全壊建物は58棟にも上がり、甚大な被害が発生すると想定されている。

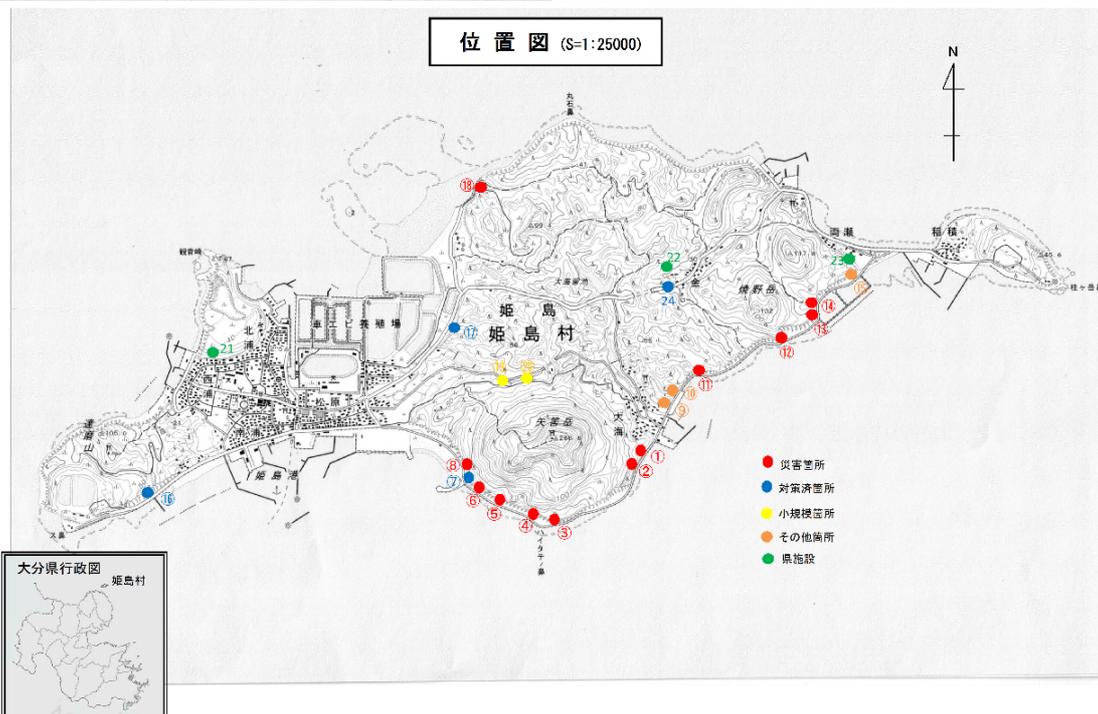
	南海トラフ巨大地震			周防灘断層群主部地震			中央構造線断層帯地震		
30年以内発生確率	70%~80%			4%~6%			ほぼ 0%		
最大震度	5弱			5強			4		
津波の想定※1	南浦	西浦漁港	東浦漁港 (稲積)	南浦	西浦漁港	東浦漁港 (稲積)	南浦	西浦漁港	東浦漁港 (稲積)
最大津波高 (地殻変動前-地殻変動量)	2.97 m	2.81 m	2.96 m	2.68 m	5.06 m	2.66 m			
最大津波高到達時間	2時間37分	5時間31分	2時間39分	23分	16分	26分			
1m波高到達時間	-	-	-	-	15分	-			
人的被害の想定	冬 5時	夏 12時	冬 18時	冬 5時	夏 12時	冬 18時	冬 5時	夏 12時	冬 18時
死者	22 人	24 人	23 人	139 人	122 人	137 人	12 人	14 人	13 人
重篤者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
重傷者	4 人	1 人	1 人	103 人	33 人	36 人	3 人	2 人	2 人
中等傷者	9 人	1 人	1 人	199 人	64 人	70 人	6 人	4 人	4 人
避難所生活者数	1日後	1週間後	1ヵ月後	1日後	1週間後	1ヵ月後	1日後	1週間後	1ヵ月後
避難所	131 人	131 人	131 人	203 人	199 人	196 人	72 人	72 人	72 人
疎開者	70 人	70 人	70 人	109 人	107 人	106 人	39 人	39 人	39 人
建物被害の想定	冬 5時	夏 12時	冬 18時	冬 5時	夏 12時	冬 18時	冬 5時	夏 12時	冬 18時
全壊・焼失	12 棟	12 棟	12 棟	58 棟	58 棟	58 棟	5 棟	5 棟	5 棟
半壊	106 棟	106 棟	106 棟	169 棟	169 棟	169 棟	70 棟	70 棟	70 棟
床上浸水	292 棟	292 棟	292 棟	350 棟	350 棟	350 棟	211 棟	211 棟	211 棟
床下浸水	145 棟	145 棟	145 棟	168 棟	168 棟	168 棟	133 棟	133 棟	133 棟
瓦礫発生量	重量	体積		重量	体積		重量	体積	
木造	35 t	66 m ³		59 t	111 m ³		65 t	123 m ³	
非木造	9 t	5 m ³		12 t	7 m ³		11 t	6 m ³	
津波	3,956 t	7,516 m ³		7,556 t	14,357 m ³		2,386 t	4,533 m ³	
ごみ発生量	発災~3ヵ月後	3ヵ月後~半年後	半年後~1年後	発災~3ヵ月後	3ヵ月後~半年後	半年後~1年後	発災~3ヵ月後	3ヵ月後~半年後	半年後~1年後
家庭ごみ	25 t	24 t	24 t	1 t	1 t	1 t	211 t	208 t	208 t
粗大ごみ	7 t	3 t	2 t	0 t	0 t	0 t	61 t	28 t	21 t

大分県地震津波被害想定調査結果（平成31年公表版）より抜粋
 ※1 大分県津波浸水予測調査結果（平成25年3月）より抜粋

（2）風水害・土砂災害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化している。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測され、風水害・土砂災害が頻発・激甚化することが懸念される。

本村では、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）災害により24箇所の法面の崩壊、土砂の流出等、甚大な被害が発生した。



3 リスクシナリオ、施策分野の設定

(1) リスクシナリオの設定

基本目標を設定し、強靱化を実現するために必要な事項を明らかにするため、本村では8つの「事前に備えるべき目標」と23の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

※網掛けは重点化すべき項目

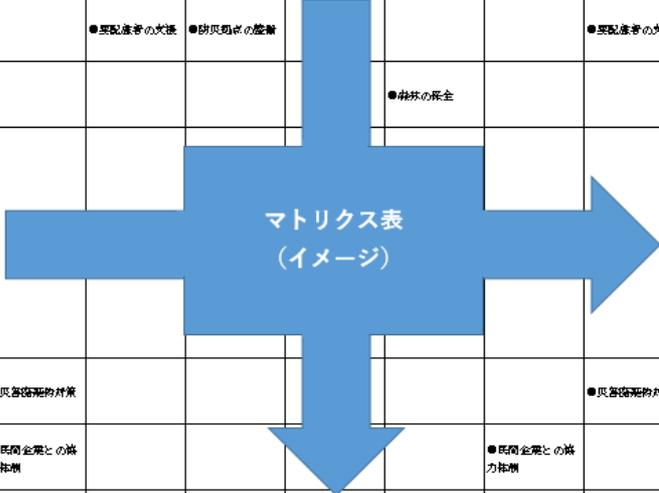
基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限図られる II. 村及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	長期にわたる孤立地域等の発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-2	食料等の安定供給の停滞
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	交通インフラの長期間にわたる機能停止
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う村内の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞
		7-3	ため池、防災施設、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

本計画の施策分野については、脆弱性評価を23のリスクシナリオを回避するために、以下のとおり6項目の個別分野と3項目の横断的分野を設定する。

《 個別施策分野 》	《 横断的分野 》
①行政機能／警察・消防等 ②住宅／環境／地域 ③保健医療・福祉／教育 ④エネルギー／情報通信／産業構造 ⑤交通・物流／国土保全 ⑥農林水産	(A) リスクコミュニケーション (B) 地域の生活機能の維持 地域の活性化 (C) 老朽化対策

		《 個別施策分野 》						《 横断的分野 》			
事前に備えるべき目標		①	②	③	④	⑤	⑥	(A)	(B)	(C)	
リスクシナリオ	(1) 直接死を最大限防ぐ	1-1	●建物の耐震化 ●家具の転倒防止				●橋梁・道路の維持管理		●家具の転倒防止		●建物の耐震化 ●橋梁・道路の維持管理
		1-2	●防災拠点の整備		●要配慮者の支援	●防災拠点の整備				●要配慮者の支援	●防災拠点の整備
		1-3						●森林の保全			
	⋮	⋮									
	⋮	⋮									
	⋮	⋮									
	(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1		●災害復興対策						●災害復興対策	
		8-2	●支援策実施の整備	●民間企業との協力体制						●民間企業との協力体制	
		8-3		●地産コミュニティの強化						●地産コミュニティの強化	



4 リスクシナリオの評価結果

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【取り組むべき課題】

- 建物の耐震化
- 家具の転倒防止
- 橋梁・道路の維持管理

- 老朽危険空き家対策
- 住宅密集地における大規模火災の防止

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

【取り組むべき課題】

- 避難路等の整備
- 避難所・避難場所の整備
- 福祉避難所との連携強化
- 防災拠点の整備
- 避難訓練・防災意識の向上
- 要配慮者の支援

1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

【取り組むべき課題】

- 災害危険予想地域等の状況確認
- 森林の保全
- 土砂災害ハザードマップ等の作成

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【取り組むべき課題】

- 支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）
- 関係機関、関連企業との協定締結
- 給配水施設の整備・給水体制の確立
- 備蓄食料等の確保・管理
- 道路啓開計画
- 災害時協力井戸の登録・周知

2-2 長期にわたる孤立地域等の発生

【取り組むべき課題】

- 漁港等の整備
- 地域との連絡体制
- 連絡手段の確保
- ネットワークの整備
- 防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用
- 橋梁・道路の維持管理（1-1再掲）

- 備蓄食料等の確保・管理（２－１再掲）
- 災害時協力井戸の登録・周知（２－１再掲）
- 非常用電源の確保

２－３ 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【取り組むべき課題】

- 消防団、ボランティアとの連携・協力体制強化
- 関係機関との連携強化
- 消防部隊の応援要請
- 消防機能の強化

２－４ 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺

【取り組むべき課題】

- 医療連携、ICTの強化及び拡充
- 救命講習の啓発
- 橋梁・道路の維持管理（１－１再掲）
- 支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（２－１再掲）
- 非常用電源の確保（２－２再掲）

２－５ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【取り組むべき課題】

- し尿処理の対策
- 災害廃棄物対策
- 健康管理体制の整備
- 医療連携、ICTの強化及び拡充（２－４再掲）

（３）必要不可欠な行政機能は確保する

３－１ 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【取り組むべき課題】

- 災害対策本部の機能確保
- 業務継続計画（BCP）の整備
- 職員の防災意識向上
- 施設（村が管理する建物）の維持管理
- 支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（２－１再掲）

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【取り組むべき課題】

- 連絡手段の確保（2-2再掲）
- 防災拠点の早期対応
- ネットワークの整備（2-2再掲）
- 防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用（2-2再掲）
- 非常用電源の確保（2-2再掲）

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【取り組むべき課題】

- 防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用（2-2再掲）

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【取り組むべき課題】

- 橋梁・道路の維持管理（1-1再掲）
- 主要道路・漁港の復旧
- 道路啓開計画（2-1再掲）

5-2 食料等の安定供給の停滞

【取り組むべき課題】

- 橋梁・道路の維持管理（1-1再掲）
- 支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（2-1再掲）
- 備蓄食料等の確保・管理（2-1再掲）

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止

【取り組むべき課題】

- 支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（2-1再掲）
- 非常用電源の確保（2-2再掲）
- 給配水施設の整備・給水体制の確立（2-1再掲）

- 主要道路・漁港の復旧（５－１再掲）
- 橋梁・道路の維持管理（１－１再掲）
- 道路啓開計画（２－１再掲）

6－2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【取り組むべき課題】

- 排水施設等の整備・維持管理
- し尿処理の対策（２－５再掲）

6－3 交通インフラの長期間にわたる機能停止

【取り組むべき課題】

- 橋梁・道路の維持管理（１－１再掲）
- 道路啓開計画（２－１再掲）
- 主要道路・漁港の復旧（５－１再掲）

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7－1 地震に伴う村内の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【取り組むべき課題】

- 住宅密集地における大規模火災の防止（１－１再掲）
- 人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成
- 消防機能の強化（２－３再掲）

7－2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞

【取り組むべき課題】

- 建物の耐震化（１－１再掲）
- 橋梁・道路の維持管理（１－１再掲）
- 主要道路・漁港の復旧（５－１再掲）

7－3 ため池、防災施設、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

【取り組むべき課題】

- 農地・農業用施設の保全
- 森林の保全（１－３再掲）
- ため池・ダム等維持管理

7－4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

【取り組むべき課題】

- 海上・漁港・港湾への油等の流出対応

●災害廃棄物対策（２－５再掲）

（８）社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

８－１ 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【取り組むべき課題】

- 他の自治体との連携強化
- 災害廃棄物対策（２－５再掲）

８－２ 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【取り組むべき課題】

- 民間企業との協力体制
- 支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（２－１再掲）
- 関係機関、関連企業との協定締結（２－１再掲）

８－３ 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【取り組むべき課題】

- 地域コミュニティの強化

５ 施策分野ごとの評価結果

（１）個別施策分野

①行政機能／警察・消防等

- 住宅密集地における大規模火災の防止
- 消防機能の強化
- 支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）
- 消防団、ボランティアとの連携・協力体制強化
- 消防部隊の応援要請
- 職員の防災意識向上
- 災害対策本部の機能確保
- 人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成
- 防災拠点の整備
- 関係機関、関連企業との協定締結
- 関係機関との連携強化

- 業務継続計画（BCP）の整備
- 施設（村が管理する建物）の維持管理
- 他の自治体との連携強化

②住宅／環境／地域

- 建物の耐震化
- 家具の転倒防止
- 老朽危険空き家対策
- 給配水施設の整備・給水体制の確立
- 避難路等の整備
- 避難所・避難場所の整備
- 福祉避難所との連携強化
- 排水施設等の整備・維持管理
- 土砂災害ハザードマップ等の作成
- 災害廃棄物対策
- 地域との連絡体制
- 海上・漁港・港湾への油等の流出対応
- 民間企業との協力体制
- 地域コミュニティの強化
- 災害時協力井戸の登録・周知
- 非常用電源の確保

③保健医療・福祉／教育

- 避難訓練・防災意識の向上
- 要配慮者の支援
- 救命講習の啓発
- し尿処理の対策
- 健康管理体制の整備
- 医療連携、ICTの強化及び拡充

④エネルギー／情報通信／産業構造

- 連絡手段の確保
- 防災拠点の整備
- ネットワークの整備
- 防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用

⑤交通・物流／国土保全

- 橋梁・道路の維持管理
- 災害危険予想地域等の状況確認
- 道路啓開計画

- 備蓄食料等の確保・管理
- 主要道路・漁港の復旧

⑥農林水産

- 農地・農業用施設の保全
- 森林の保全
- 海上・漁港・港湾への油等の流出対応
- ため池・ダム等維持管理

(2) 横断的分野

(A) リスクコミュニケーション（情報の共有、教育・訓練・啓発等）

- 家具の転倒防止
- 関係機関、関連企業との協定締結
- 地域との連絡体制
- 消防団、ボランティアとの連携・協力体制強化
- 救命講習の啓発
- 職員の防災意識向上
- 業務継続計画（BCP）の整備
- 連絡手段の確保
- 民間企業との協力体制

(B) 地域の生活機能の維持・地域の活性化

- 住宅密集地における大規模火災の防止
- 要配慮者の支援
- 備蓄食料等の確保・管理
- 災害廃棄物対策
- 主要道路・漁港の復旧
- 非常用電源の確保
- 避難路等の整備
- 健康管理体制の整備
- ネットワークの整備
- 地域コミュニティの強化

(C) 老朽化対策

- 建物の耐震化
- 橋梁・道路の維持管理
- 老朽危険空き家対策
- 消防機能の強化

- 防災拠点の整備
- 避難所・避難場所の整備
- 福祉避難所との連携強化
- 排水施設等の整備・維持管理
- 給配水施設の整備・給水体制の確立
- 施設（村が管理する建物）の維持管理
- 防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用

第3章 強靱化の推進方針

1 リスクシナリオごとの推進方針

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【強靱化の施策】

■建物の耐震化

住宅・建築物の倒壊は、建物内の人直接的な被害に遭うとともに、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物の耐震診断を促進し、耐震化の一層の啓発を図る。

また、学校施設における老朽化・耐震化による改修工事や、耐震性のないブロック塀の改修・除去、耐震性貯水槽の設置等についても推進する。

■家具の転倒防止

地震により家具が転倒し、住民が下敷きとなる直接死や、避難の遅れ等を事前に回避するため、家具転倒防止器具の利用を促すなどの措置を講じ、安全対策を強化する。

■橋梁・道路の維持管理

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■老朽危険空き家対策

老朽危険空き家に関しては、昭和56年以前に建てられた耐震性の低い木造住宅が多く、火災時の延焼や倒壊の可能性も考慮し、所有者への連絡や老朽危険空き家の除去費用の一部を補助するなどの対策を講じ、安全対策を強化する。

■住宅密集地における大規模火災の防止

住宅火災による死者を低減するため、消防署と消防団の合同訓練、研修等により連携の強化を図る。

消防団においては、火災予防の広報や、放水訓練の実施等、消火活動技術の向上を図る。

また、住宅火災の延焼を防ぐため、公園・空き地等による空間づくりや、公園内の整備を推進する。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

【強靱化の施策】

■避難路等の整備

大津波発生の際、速やかに避難場所へ向かえるように村道等に対する補修工事や改修工事など、避難路の確保を推進する。

■避難所・避難場所の整備

避難所となる体育館や公民館・集会所・その他臨時的に使用できる施設の耐震化・空調設備、補修工事等の整備について推進する。

また、避難場所についても整備・維持管理を図り、避難を妨げない体制づくりを推進する。

■福祉避難所との連携強化

災害発生時に基本避難所での生活が困難な高齢者、障がいのある者、妊産婦など災害時要支援者を受け入れるため指定済みの福祉避難所と更なる連携強化を図るとともに、要支援者のプライバシーの確保並びに配慮を必要とする物資の計画的な購入を推進する。（テント、間仕切り、ベッド、トイレ等）

■防災拠点の整備

大規模災害発生時、防災拠点となる姫島開発総合センター（以下「離島センター「やはず」」という。）について、平時からの管理・整備を推進する。

また、災害対策本部の拠点となる庁舎や、庁舎の代替となる建物についても維持管理を推進する。

■避難訓練・防災意識の向上

保育所、幼稚園、小中学校は避難訓練を通じて、生徒・児童へ地震・津波・風水害・火災等の大規模災害についての危険性や避難行動などの教育を推進する。

また、消防署・消防団・防災士は連携して地域コミュニティや学校への防災講和、避難訓練の指導等を行う。

■要配慮者の支援

大規模災害発生時、自力での避難が困難となる要配慮者に対して、「災害対策基本法」の一部改正に基づき作成された避難行動要支援者の名簿の中から、情報の提供に同意した要支援者の名簿を地域（区長、民生委員・児童委員、消防団等）に提供し、避難行動要支援者個別計画の作成を推進する。

1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

【強靱化の施策】

■ 災害危険予想地域等の状況確認

風水害や土砂災害などによる被害が想定される地域・箇所について、現地調査を行い、関係機関で情報を共有するとともに、警戒避難体制を再確認するなど今後の対応に活用する。

■ 森林の保全

荒廃した森林においては、台風や大雨による土砂災害が懸念されるため、間伐や植林等を効率的に行い、災害に強い森林づくりを推進する。

■ 土砂災害ハザードマップ等の作成

土砂災害ハザードマップ等を作成し、対象地域住民に配布する。
また、完成後は土砂災害警戒区域等への意識啓発や避難計画等への活用を推進する。

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【強靱化の施策】

■ 支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築する。

■ 関係機関、関連企業との協定締結

食料や飲料水、不足している人員や資機材、ライフライン等の確保を行うため、関係機関・関係団体・一般企業との協定の締結を推進する。

■ 給配水施設の整備・給水体制の確立

水道施設の耐震化や設備の更新、老朽化した水道管の更新・耐震化、普段からの漏水調査など、地震により水道管が破裂する断水被害の軽減措置を推進する。

また、水道管の破裂による断水が発生した場合の応急体制を整えることが重要であり安定した送配水の確立や水質の管理等、設備の整った環境づ

くりを推進する。

■備蓄食料等の確保・管理

本村が備蓄している食料・飲料水については、消費期限切れが発生する前に不足することになる量を購入し、必要量以上を常に備蓄しておく。

備蓄の管理に関しては拠点施設の備蓄倉庫による備蓄を基本とし、自主防災組織の備蓄倉庫等の整備も推進する。

また、日常備蓄（ローリングストック方式）により、発災後3日分の非常食料等を備蓄するよう啓発、推進する。

■道路啓開計画

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確保し、救助及び物資輸送を可能とする体制づくりの構築を推進する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に大規模災害に対応する。

■災害時協力井戸の登録・周知

災害時に近隣住民が利用できる井戸として、災害時協力井戸の登録・周知を図る。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【強靱化の施策】

■漁港等の整備

漁港等について、老朽化に伴う漁港施設、海岸保全施設、堤防等の整備や補修・維持管理による長寿命化を推進する。

また、被災時の受入施設の整備を推進する。

■地域との連絡体制

災害発生時の連絡体制について、区長・介護施設・高齢者福祉施設等に対し、孤立の有無や避難者の人数、負傷者の情報等を把握できるような連絡体制の整備を推進する。

■連絡手段の確保

通信手段について断線等を想定し、各主要施設には2ルート化（複線化）を行い通信手段の確保を推進する。避難所でも活用できるその他の連絡手段について対策を講じる。

■ネットワークの整備

村内全域のケーブルネットワークの光化により、耐災害性に優れた整備

を推進する。また、公的施設でのWi-Fi整備や各家庭におけるWi-Fi整備を推進し、災害時における情報収集や発信についての対策を講じる。

■防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用

警報発令時や退避勧告等の情報伝達において、ケーブルテレビによる放送、スマートフォン等のアプリケーションを利用した情報発信など住民への効果的な情報伝達を推進する。

■橋梁・道路の維持管理（1-1再掲）

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■備蓄食料等の確保・管理（2-1再掲）

本村が備蓄している食料・飲料水については、消費期限切れが発生する前に不足することになる量を購入し、必要量以上を常に備蓄しておく。

備蓄の管理に関しては拠点施設の備蓄倉庫による備蓄を基本とし、自主防災組織の備蓄倉庫等の整備も推進する。

また、日常備蓄（ローリングストック方式）により、発災後3日分の非常用食料等を備蓄するよう啓発、推進する。

■災害時協力井戸の登録・周知（2-1再掲）

災害時に近隣住民が利用できる井戸として、災害時協力井戸の登録・周知を図る。

■非常用電源の確保

非常用電源として自家発電機を設置し、その燃料を確保する。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
--

【強靱化の施策】

■消防団、ボランティアとの連携・協力体制強化

大規模災害時は、人員確保の問題から救助・救援活動に支障が発生することも踏まえ、消防団との連携を強化し、自助・共助の地域防災活動を推進する。

また、社会福祉協議会との連携により、速やかなボランティアセンターの開設を可能とする連絡体制を構築する。

■関係機関との連携強化

関係機関との連携強化のため、村と各関係機関で大規模災害を仮定した災害対策本部設置運営訓練を始めとする連携訓練を行い、連絡系統の整備や訓練を実施することで災害対応力の強化を図る。

■消防部隊の応援要請

大規模災害発生により、消防力が不足する事態となった場合、「大分県常備消防相互応援協定」及び「緊急消防援助隊」の要綱に基づき、応援要請を行い、災害に対応する。

■消防機能の強化

大規模な火災の発生に備え、消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能の強化を中心に体制の整備を推進する。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺
--

【強靱化の施策】

■医療連携、ICTの強化及び拡充

医療・介護情報をはじめ、様々な情報をネットワークで連携・共有させることにより、効果的な質の高い医療サービス、介護サービス等の提供を推進する。

■救命講習の啓発

災害現場において、住民等が適切な応急処置ができるよう、応急手当の普及啓発活動（普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習）を推進する。

■橋梁・道路の維持管理（1-1再掲）

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（2-1再掲）

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築する。

■非常用電源の確保（２－２再掲）

非常用電源として自家発電機を設置し、その燃料を確保する。

2－5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【強靱化の施策】

■し尿処理の対策

し尿処理施設の維持管理を重視し、し尿による感染症を防ぐため、簡易トイレの整備や、学校のプール水を水源とした生活用水の活用を推進する。

また、簡易トイレの数量に関しては、今後の備蓄計画の中で必要数を購入するなど、衛生面の対策を強化する。

■災害廃棄物対策

大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、本村で可能な限り対応できるよう、車両や施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

■健康管理体制の整備

避難所では、集団感染症やエコノミー症候群等の症状が懸念される。避難者の健康管理について、県や医師会等と連携して体制を構築する。

また、平時から定期的予防接種や新型インフルエンザ等発生時の予防接種等、感染拡大の防止に努めると同時に、狂犬病等の予防についても推進する。

■医療連携、ICTの強化及び拡充（２－４再掲）

医療・介護情報をはじめ、様々な情報をネットワークで連携・共有させることにより、効果的な質の高い医療サービス、介護サービス等の提供を推進する。

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3－1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【強靱化の施策】

■災害対策本部の機能確保

大規模災害時・災害対策本部設置に伴う災害拠点施設の機能確保が必要となるため、拠点施設の維持管理や職員の連絡体制について推進する。

また、拠点施設が被災し、機能の確保が難しくなる可能性も考慮し、災害対策本部の代替施設に関しても検討し、対策を強化する。

■業務継続計画（BCP）の整備

本村では大規模災害時に備え、令和2年3月に「姫島村業務継続計画」を策定しているが、庁舎の整備や組織の変更等に応じて継続的に計画の見直しを行う。

■職員の防災意識向上

庁内における避難訓練や防災研修の実施など、職員の防災に対する意識向上を図る。

■施設（村が管理する建物）の維持管理

村が管理する施設（役場庁舎、教育委員会庁舎、離島センター「やはず」、消防団分団庫、公民館、その他施設等）において適切な維持管理を行い、災害対策本部や避難所・避難場所に使用する施設の補修工事、建替えによる環境整備、代替施設の可能性がある建物について補修等を効率的に推進する。

■支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（2-1再掲）

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築する。

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【強靱化の施策】

■連絡手段の確保（2-2再掲）

通信手段について断線等を想定し、各主要施設には2ルート化（複線化）を行い通信手段の確保を推進する。避難所でも活用できるその他の連絡手段について対策を講じる。

■防災拠点の早期対応

大規模災害が発生した場合、防災拠点となる離島センター「やはず」には、自衛隊・警察・消防・電力会社等、救援や復旧に対応する機関・団体が集結するため、早期対応ができるよう、平時からの協議や連携体制の構築を推進する。

■ネットワークの整備（２－２再掲）

村内全域のケーブルネットワークの光化により、耐災害性に優れた整備を推進する。また、公的施設でのWi-Fi整備や各家庭におけるWi-Fi整備を推進し、災害時における情報収集や発信についての対策を講じる。

■防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用（２－２再掲）

警報発令時や退避勧告等の情報伝達において、ケーブルテレビによる放送、スマートフォン等のアプリケーションを利用した情報発信など住民への効果的な情報伝達を推進する。

■非常用電源の確保（２－２再掲）

非常用電源として自家発電機を設置し、その燃料を確保する。

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【強靱化の施策】

■防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用（２－２再掲）

警報発令時や退避勧告等の情報伝達において、ケーブルテレビによる放送、スマートフォン等のアプリケーションを利用した情報発信など住民への効果的な情報伝達を推進する。

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【強靱化の施策】

■橋梁・道路の維持管理（１－１再掲）

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■主要道路・漁港の復旧

土砂や陥没等による道路閉塞の解除や、海岸・離岸堤への救援艇・物資輸送船の早期着岸を可能とする整備を推進する。

また、復旧状況について、関係機関と連絡を取り、最新の情報を共有することを推進する。

■道路啓開計画（２－１再掲）

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確保し、救助及び物資輸送を可能とする体制づくりの構築を推進する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に大規模災害に対応する。

5－2 食料等の安定供給の停滞

【強靱化の施策】

■橋梁・道路の維持管理（１－１再掲）

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（２－１再掲）

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築する。

■備蓄食料等の確保・管理（２－１再掲）

本村が備蓄している食料・飲料水については、消費期限切れが発生する前に不足することになる量を購入し、必要量以上を常に備蓄しておく。

備蓄の管理に関しては拠点施設の備蓄倉庫による備蓄を基本とし、自主防災組織の備蓄倉庫等の整備も推進する。

また、日常備蓄（ローリングストック方式）により、発災後３日分の非常食料等を備蓄するよう啓発、推進する。

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6－1 上水道等の長期間にわたる供給停止

【強靱化の施策】

■支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（２－１再掲）

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築する。

■非常用電源の確保（２－２再掲）

非常用電源として自家発電機を設置し、その燃料を確保する。

■給配水施設の整備・給水体制の確立（２－１再掲）

水道施設の耐震化や設備の更新、老朽化した水道管の更新・耐震化、普段からの漏水調査など、地震により水道管が破裂する断水被害の軽減措置を推進する。

また、水道管の破裂による断水が発生した場合の応急体制を整えることが重要であり安定した送配水の確立や水質の管理等、設備の整った環境づくりを推進する。

■主要道路・漁港の復旧（５－１再掲）

土砂や陥没等による道路閉塞の解除や、海岸・離岸堤への救援艇・物資輸送船の早期着岸を可能とする整備を推進する。

また、復旧状況について、関係機関と連絡を取り、最新の情報を共有することを推進する。

■橋梁・道路の維持管理（１－１再掲）

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■道路啓開計画（２－１再掲）

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確認し、救助及び物資輸送を可能とする体制づくりの構築を推進する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に大規模災害に対応する。

6－2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【強靱化の施策】

■排水施設等の整備・維持管理

台風等の大雨による地域の浸水被害を最小限に防ぐために、排水路、雨水ポンプ場等の排水施設の整備・維持管理、ダム等の治水施設の補修・改修工事を推進する。

また、排水処理施設（浄化槽等含む）の整備・維持管理を推進する。

■し尿処理の対策（２－５再掲）

し尿処理施設の維持管理を重視し、し尿による感染症を防ぐため、簡易トイレの整備や、学校のプール水を水源とした生活用水の活用を推進する。

また、簡易トイレの数量に関しては、今後の備蓄計画の中で必要数を購入するなど、衛生面の対策を強化する。

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

【強靱化の施策】

■ 橋梁・道路の維持管理（1-1再掲）

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■ 道路啓開計画（2-1再掲）

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確認し、救助及び物資輸送を可能とする体制づくりの構築を推進する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に大規模災害に対応する。

■ 主要道路・漁港の復旧（5-1再掲）

土砂や陥没等による道路閉塞の解除や、海岸・離岸堤への救援艇・物資輸送船の早期着岸を可能とする整備を推進する。

また、復旧状況について、関係機関と連絡を取り、最新の情報を共有することを推進する。

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う村内の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【強靱化の施策】

■ 住宅密集地における大規模火災の防止（1-1再掲）

住宅火災による死者を低減するため、消防署と消防団の合同訓練、研修等により連携の強化を図る。

消防団においては、火災予防の広報や、放水訓練の実施等、消火活動技術の向上を図る。

また、住宅火災の延焼を防ぐため、公園・空き地等による空間づくりや、公園内の整備を推進する。

■ 人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成

大規模火災時には、消防団の協力が必要となるため、消防団員の確保や、消火訓練の指導、消防署と消防団の連携を円滑に行える体制を構築する。

■消防機能の強化（２－３再掲）

大規模な火災の発生に備え、消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能の強化を中心に体制の整備を推進する。

7－2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞

【強靱化の施策】

■建物の耐震化（１－１再掲）

住宅・建築物の倒壊は、建物内の人が直接的な被害に遭うとともに、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物の耐震診断を促進し、耐震化の一層の啓発を図る。

また、学校施設における老朽化・耐震化による改修工事や、耐震性のないブロック塀の改修・除去、耐震性貯水槽の設置等についても推進する。

■橋梁・道路の維持管理（１－１再掲）

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■主要道路・漁港の復旧（５－１再掲）

土砂や陥没等による道路閉塞の解除や、海岸・離岸堤への救援艇・物資輸送船の早期着岸を可能とする整備を推進する。

また、復旧状況について、関係機関と連絡を取り、最新の情報を共有することを推進する。

7－3 ため池、防災施設、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

【強靱化の施策】

■農地・農業用施設の保全

大規模災害時の食料不足を想定し、日頃から有害鳥獣による農作物の被害を軽減するため、捕獲や柵の設置等の対策を推進する。

また、農業用施設（ビニールハウス等含む）・用水路等の補修や維持管理についても推進し、防災対策を強化する。

■森林の保全（１－３再掲）

荒廃した森林においては、台風や大雨による土砂災害が懸念されるため、間伐や植林等を効率的に行い、災害に強い森林づくりを推進する。

■ため池・ダム等維持管理

大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池、ダム等について、地域の安全・安心の確保を図るため、「ため池ハザードマップ」を作成し、防災対策に活用する。また、被害時には関係機関と連携して被害箇所の補修・復旧を迅速に行う。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

【強靱化の施策】

■海上・漁港・港湾への油等の流出対応

災害により海上・漁港・港湾へ油が流出した場合、流出した場所により県や漁協と連携し対応を図る。

■災害廃棄物対策（2-5再掲）

大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、本村で可能な限り対応できるよう、車両や施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【強靱化の施策】

■他の自治体との連携強化

災害発生時、本村の処理能力を超える災害廃棄物が大量に発生した場合、他の自治体と連携し、災害廃棄物処理の対応を図る。

■災害廃棄物対策（2-5再掲）

大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、本村で可能な限り対応できるよう、車両や施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【強靱化の施策】

■民間企業との協力体制

大規模災害発生時、道路の復旧・復興に関する建設資機材や労力等を含む「建設資機材等」の協力体制を受け、早期の復旧・復興が可能となる対策を推進する。

■支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（2-1再掲）

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築する。

■関係機関、関連企業との協定締結（2-1再掲）

食料や飲料水、不足している人員や資機材、ライフライン等の確保を行うため、関係機関・関係団体・一般企業との協定の締結を推進する。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【強靱化の施策】

■地域コミュニティの強化

地域コミュニティの大規模災害発生時の対応力を向上させるため、区長や自主防災組織を中心に、防災訓練・教育、防災士の養成などに対し、支援を継続して実施していく。

2 施策分野ごとの推進方針

(1) 個別施策分野

①行政機能／警察・消防等

■住宅密集地における大規模火災の防止【1-1】【7-1】

住宅火災による死者を低減するため、消防署と消防団の合同訓練、研修等により連携の強化を図る。

消防団においては、火災予防の広報や、放水訓練の実施等、消火活動技術の向上を図る。

また、住宅火災の延焼を防ぐため、公園・空き地等による空間づくりや、公園内の整備を推進する。

■消防機能の強化【2-3】【7-1】

大規模な火災の発生に備え、消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能の強化を中心に体制の整備を推進する。

■支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）

【2-1】【2-4】【3-1】【5-2】【6-1】【8-2】

大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する。

また、物資の受入等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築する。

■消防団、ボランティアとの連携・協力体制強化【2-3】

大規模災害時は、人員確保の問題から救助・救援活動に支障が発生することも踏まえ、消防団との連携を強化し、自助・共助の地域防災活動を推進する。

また、社会福祉協議会との連携により、速やかなボランティアセンターの開設を可能とする連絡体制を構築する。

■消防部隊の応援要請【2-3】

大規模災害発生により、消防力が不足する事態となった場合、「大分県常備消防相互応援協定」及び「緊急消防援助隊」の要綱に基づき、応援要請を行い、災害に対応する。

■職員の防災意識向上【3-1】

庁内における避難訓練や防災研修の実施など、職員の防災に対する意識向上を図る。

■災害対策本部の機能確保【3-1】

大規模災害時・災害対策本部設置に伴う災害拠点施設の機能確保が必要となるため、拠点施設の維持管理や職員の連絡体制について推進する。

また、拠点施設が被災し、機能の確保が難しくなる可能性も考慮し、災害対策本部の大体施設に関しても検討し、対策を強化する。

■人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成【7-1】

大規模火災時には、消防団の協力が必要となるため、消防団員の確保や、消火訓練の指導、消防署と消防団の連携を円滑に行える体制を構築する。

■防災拠点の整備【1-2】

大規模災害発生時、防災拠点となる離島センター「やはず」について、平時からの管理・整備を推進する。

また、災害対策本部の拠点となる庁舎や、庁舎の代替となる建物についても維持管理を推進する。

■関係機関、関連企業との協定締結【2-1】【8-2】

食料や飲料水、不足している人員や資機材、ライフライン等の確保を行うため、関係機関・関係団体・一般企業との協定の締結を推進する。

■関係機関との連携強化【2-3】

関係機関との連携強化のため、村と各関係機関で大規模災害を仮定した災害対策本部設置運営訓練を始めとする連携訓練を行い、連絡系統の整備や訓練を実施することで災害対応力の強化を図る。

■業務継続計画（BCP）の整備【3-1】

本村では大規模災害時に備え、令和2年3月に「姫島村業務継続計画」を策定しているが、庁舎の整備や組織の変更等に応じて継続的に計画の見直しを行う。

■施設（村が管理する建物）の維持管理【3-1】

村が管理する施設（役場庁舎、教育委員会庁舎、姫島開発総合センター、消防団分団庫、公民館、その他施設等）において適切な維持管理を行い、災害対策本部や避難所・避難場所に使用する施設の補修工事、建替えによる環境整備、代替施設の可能性がある建物について補修等を効率的に推進する。

■他の自治体との連携強化【8-1】

災害発生時、本村の処理能力を超える災害廃棄物が大量に発生した場合、他の自治体と連携し、災害廃棄物処理の対応を図る。

②住宅／環境／地域

■建物の耐震化【1-1】【7-2】

住宅・建築物の倒壊は、建物内の人が直接的な被害に遭うとともに、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物の耐震診断を促進し、耐震化の一層の啓発を図る。

また、学校施設における老朽化・耐震化による改修工事や、耐震性のないブロック塀の改修・除去、耐震性貯水槽の設置等についても推進する。

■家具の転倒防止【1-1】

地震により家具が転倒し、住民が下敷きとなる直接死や、避難の遅れ等を事前に回避するため、家具転倒防止器具の利用を促すなどの措置を講じ、安全対策を強化する。

■老朽危険空き家対策【1-1】

老朽危険空き家に関しては、昭和56年以前に建てられた耐震性の低い木造住宅が多く、火災時の延焼や倒壊の可能性も考慮し、所有者への連絡や老朽危険空き家の除去費用の一部を補助するなどの対策を講じ、安全対策を強化する。

■給配水施設の整備・給水体制の確立【2-1】【6-1】

水道施設の耐震化や設備の更新、老朽化した水道管の更新・耐震化、普段からの漏水調査など、地震により水道管が破裂する断水被害の軽減措置を推進する。

また、水道管の破裂による断水が発生した場合の応急体制を整えることが重要であり安定した送配水の確立や水質の管理等、設備の整った環境づくりを推進する。

■避難路等の整備【1-2】

大津波発生の際、速やかに避難場所へ向かえるように村道等に対する補修工事や改修工事など、避難路の確保を推進する。

■避難所・避難場所の整備【1-2】

避難所となる体育館や公民館・集会所・その他臨時的に使用できる施設の耐震化・空調設備、補修工事等の整備について推進する。

また、避難場所についても整備・維持管理を図り、避難を妨げない体制づくりを推進する。

■福祉避難所との連携強化【1-2】

災害発生時に基本避難所での生活が困難な高齢者、障がいのある者、妊産婦など災害時要支援者を受け入れるため、指定済みの福祉避難所と更なる連携強化を図るとともに、要支援者のプライバシーの確保並びに配慮を必要とする物資の計画的な購入を推進する。（テント、間仕切り、ベッド、トイレ等）

■排水施設等の整備・維持管理【6-2】

台風等の大雨による地域の浸水被害を最小限に防ぐために、排水路、雨水ポンプ場等の排水施設の整備・維持管理、ダム等の治水施設の補修・改

修工事を推進する。

また、排水処理施設（浄化槽等含む）の整備・維持管理を推進する。

■土砂災害ハザードマップ等の作成【1-3】

土砂災害ハザードマップ等を作成し、対象地域住民に配布する。

また、完成後は土砂災害警戒区域等への意識啓発や避難計画等への活用を推進する。

■災害廃棄物対策【2-5】【7-4】【8-1】

大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、本村で可能な限り対応できるよう、車両や施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

■地域との連絡体制【2-2】

災害発生時の連絡体制について、区長・介護施設・高齢者福祉施設等に対し、孤立の有無や避難者の人数、負傷者の情報等を把握できるような連絡体制の整備を推進する。

■海上・漁港・港湾への油等の流出対応【7-4】

災害により海上・漁港・港湾へ油が流出した場合、流出した場所により県や漁協と連携し対応を図る。

■民間企業との協力体制【8-2】

大規模災害発生時、道路の復旧・復興に関する建設資機材や労力等を含む「建設資機材等」の協力体制を受け、早期の復旧・復興が可能となる対策を推進する。

■地域コミュニティの強化【8-3】

地域コミュニティの大規模災害発生時の対応力を向上させるため、区長や自主防災組織を中心に、防災訓練・教育、防災士の養成などに対し、支援を継続して実施していく。

■災害時協力井戸の登録・周知【2-1】【2-2】

災害時に近隣住民が利用できる井戸として、災害時協力井戸の登録・周知を図る。

■非常用電源の確保【2-2】【2-4】【4-1】【6-1】

非常用電源として自家発電機を設置し、その燃料を確保する。

③保健医療・福祉／教育

■避難訓練・防災意識の向上【1－2】

保育所、幼稚園、小中学校は避難訓練を通じて、生徒・児童へ地震・津波・風水害・火災等の大規模災害についての危険性や避難行動などの教育を推進する。

また、消防署・消防団・防災士は連携して地域コミュニティや学校への防災講和、避難訓練の指導等を行う。

■要配慮者の支援【1－2】

大規模災害発生時、自力での避難が困難となる要配慮者に対して、「災害対策基本法」の一部改正に基づき作成された避難行動要支援者の名簿の中から、情報の提供に同意した要支援者の名簿を地域（区長、民生委員・児童委員・消防団等）に提供し、避難行動要支援者個別計画の作成を推進する。

■救命講習の啓発【2－4】

災害現場において、住民等が適切な応急処置ができるよう、応急手当の普及啓発活動（普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習）を推進する。

■し尿処理の対策【2－5】【6－2】

し尿処理施設の維持管理を重視し、し尿による感染症を防ぐため、簡易トイレの整備や、学校のプール水を水源とした生活用水の活用を推進する。

また、簡易トイレの数量に関しては、今後の備蓄計画の中で必要数を購入するなど、衛生面の対策を強化する。

■健康管理体制の整備【2－5】

避難所では、集団感染症やエコノミー症候群等の症状が懸念される。避難者の健康管理について、県や医師会等と連携して体制を構築する。

また、平時から定期の予防接種や新型インフルエンザ等発生時の予防接種等、感染拡大の防止に努めると同時に、狂犬病等の予防についても推進する。

■医療連携、ICTの強化及び拡充【2－4】【2－5】

医療・介護情報をはじめ、様々な情報をネットワークで連携・共有させることにより、効果的な質の高い医療サービス、介護サービス等の提供を推進する。

④エネルギー／情報通信／産業構造

■連絡手段の確保【2-2】【4-1】

通信手段について断線等を想定し、各主要施設には2ルート化（複線化）を行い通信手段の確保を推進する。避難所でも活用できるその他の連絡手段について対策を講じる。

■防災拠点の整備【1-2】

大規模災害発生時、防災拠点となる離島センター「やはず」について、平時からの管理・整備を推進する。

また、災害対策本部の拠点となる庁舎や、庁舎の代替となる建物についても維持管理を推進する。

■ネットワークの整備【2-2】【4-1】

村内全域のケーブルネットワークの光化により、耐災害性に優れた整備を推進する。また、公的施設でのWi-Fi整備や各家庭におけるWi-Fi整備を推進し、災害時における情報収集や発信についての対策を講じる。

■防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用

【2-2】【4-1】【4-2】

警報発令時や退避勧告等の情報伝達において、ケーブルテレビによる放送、スマートフォン等のアプリケーションを利用した情報発信など住民への効果的な情報伝達を推進する。

⑤交通・物流／国土保全

■橋梁・道路の維持管理

【1-1】【2-2】【2-4】【5-1】【5-2】【6-1】【6-3】【7-2】

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■災害危険予想地域等の状況確認【1-3】

風水害や土砂災害などによる被害が想定される地域・箇所について、現地調査を行い、関係機関で情報を共有するとともに、警戒避難体制を再確認するなど今後の対応に活用する。

■道路啓開計画【2-1】【5-1】【6-1】【6-3】

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確保し、救助及び物資輸送を可能とする体制づくりの構築を推進する。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に大規模災害に対応する。

■備蓄食料等の確保・管理【2-1】【2-2】【5-2】

本村が備蓄している食料・飲料水については、消費期限切れが発生する前に不足することになる量を購入し、必要量以上を常に備蓄しておく。

備蓄の管理に関しては拠点施設の備蓄倉庫による備蓄を基本とし、自主防災組織の備蓄倉庫等の整備も推進する。

また、日常備蓄（ローリングストック方式）により、発災後3日分の非常食料等を備蓄するよう啓発、推進する。

■主要道路・漁港の復旧【5-1】【6-1】【6-3】【7-2】

土砂や陥没等による道路閉塞の解除や、海岸・離岸堤への救援艇・物資輸送船の早期着岸を可能とする整備を推進する。

また、復旧状況について、関係機関と連絡を取り、最新の情報を共有することを推進する。

⑥農林水産

■農地・農業用施設の保全【7-3】

大規模災害時の食料不足を想定し、日頃から有害鳥獣による農作物の被害を軽減するため、捕獲や柵の設置等の対策を推進する。

また、農業用施設（ビニールハウス等含む）・用水路等の補修や維持管理についても推進し、防災対策を強化する。

■森林の保全【1-3】【7-3】

荒廃した森林においては、台風や大雨による土砂災害が懸念されるため、間伐や植林等を効率的に行い、災害に強い森林づくりを推進する。

■海上・漁港・港湾への油等の流出対応【7-4】

災害により海上・漁港・港湾へ油が流出した場合、流出した場所により県や漁協と連携し対応を図る。

■ため池・ダム等維持管理【7-3】

大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池、ダム等について、地域の安全・安心の確保を図るため、「ため池ハザードマップ」を作成し、防災対策に活用する。また、被

害時には関係機関と連携して被害箇所の補修・復旧を迅速に行う。

(2) 横断的分野

(A) リスクコミュニケーション（情報の共有、教育・訓練・啓発等）

■家具の転倒防止【1-1】

地震により家具が転倒し、住民が下敷きとなる直接死や、避難の遅れ等を事前に回避するため、家具転倒防止器具の利用を促すなどの措置を講じ、安全対策を強化する。

■関係機関、関連企業との協定締結【2-1】【8-2】

食料や飲料水、不足している人員や資機材、ライフライン等の確保を行うため、関係機関・関係団体・一般企業との協定の締結を推進する。

■地域との連絡体制【2-2】

災害発生時の連絡体制について、区長・介護施設・高齢者福祉施設等に対し、孤立の有無や避難者の人数、負傷者の情報等を把握できるような連絡体制の整備を推進する。

■消防団、ボランティアとの連携・協力体制強化【2-3】

大規模災害時は、人員確保の問題から救助・救援活動に支障が発生することも踏まえ、消防団との連携を強化し、自助・共助の地域防災活動を推進する。

また、社会福祉協議会との連携により、速やかなボランティアセンターの開設を可能とする連絡体制を構築する。

■救命講習の啓発【2-4】

災害現場において、住民等が適切な応急処置ができるよう、応急手当の普及啓発活動（普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習）を推進する。

■職員の防災意識向上【3-1】

庁内における避難訓練や防災研修の実施など、職員の防災に対する意識向上を図る。

■業務継続計画（BCP）の整備【3-1】

本村では大規模災害時に備え、令和2年3月に「姫島村業務継続計画」を策定しているが、庁舎の整備や組織の変更等に応じて継続的に計画の見直しを行う。

■連絡手段の確保【2-2】【4-1】

通信手段について断線等を想定し、各主要施設には2ルート化（複線化）を行い通信手段の確保を推進する。避難所でも活用できるその他の連絡手段について対策を講じる。

■民間企業との協力体制【8-2】

大規模災害発生時、道路の復旧・復興に関する建設資機材や労力等を含む「建設資機材等」の協力体制を受け、早期の復旧・復興が可能となる対策を推進する。

(B) 地域の生活機能の維持・地域の活性化

■住宅密集地における大規模火災の防止【1-1】【7-1】

住宅火災による死者を低減するため、消防署と消防団の合同訓練、研修等により連携の強化を図る。

消防団においては、火災予防の広報や、放水訓練の実施等、消火活動技術の向上を図る。

また、住宅火災の延焼を防ぐため、公園・空き地等による空間づくりや、公園内の整備を推進する。

■要配慮者の支援【1-2】

大規模災害発生時、自力での避難が困難となる要配慮者に対して、「災害対策基本法」の一部改正に基づき作成された避難行動要支援者の名簿の中から、情報の提供に同意した要支援者の名簿を地域（区長、民生委員・児童委員・消防団等）に提供し、避難行動要支援者個別計画の作成を推進する。

■備蓄食料等の確保・管理【2-1】【2-2】【5-2】

本村が備蓄している食料・飲料水については、消費期限切れが発生する前に不足することになる量を購入し、必要量以上を常に備蓄しておく。

備蓄の管理に関しては拠点施設の備蓄倉庫による備蓄を基本とし、自主防災組織の備蓄倉庫等の整備も推進する。

また、日常備蓄（ローリングストック方式）により、発災後3日分の非常食料等を備蓄するよう啓発、推進する。

■災害廃棄物対策【2-5】【7-4】【8-1】

大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、本村で可能な限り対応できるよう、車両や施設の整備、維持管理を推進する。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。

■主要道路・漁港の復旧【5-1】【6-1】【6-3】【7-2】

土砂や陥没等による道路閉塞の解除や、海岸・離岸堤への救援艇・物資輸送船の早期着岸を可能とする整備を推進する。

また、復旧状況について、関係機関と連絡を取り、最新の情報を共有することを推進する。

■非常用電源の確保【2-2】【2-4】【4-1】【6-1】

非常用電源として自家発電機を設置し、その燃料を確保する。

■避難路等の整備【1-2】

大津波発生の際、速やかに避難場所へ向かえるように村道等に対する補修工事や改修工事など、避難路の確保を推進する。

■健康管理体制の整備【2-5】

避難所では、集団感染症やエコノミー症候群等の症状が懸念される。避難者の健康管理について、県や医師会等と連携して体制を構築する。

また、平時から定期の予防接種や新型インフルエンザ等発生時の予防接種等、感染拡大の防止に努めると同時に、狂犬病等の予防についても推進する。

■ネットワークの整備【2-2】【4-1】

村内全域のケーブルネットワークの光化により、耐災害性に優れた整備を推進する。また、公的施設でのWi-Fi整備や各家庭におけるWi-Fi整備を推進し、災害時における情報収集や発信についての対策を講じる。

■地域コミュニティの強化【8-3】

地域コミュニティの大規模災害発生時の対応力を向上させるため、区長や自主防災組織を中心に、防災訓練・教育、防災士の養成などに対し、支援を継続して実施していく。

(C) 老朽化対策

■建物の耐震化【1-1】【7-2】

住宅・建築物の倒壊は、建物内の人が直接的な被害に遭うとともに、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物の耐震診断を促進し、耐震化の一層の啓発を図る。

また、学校施設における老朽化・耐震化による改修工事や、耐震性のないブロック塀の改修・除去、耐震性貯水槽の設置等についても推進する。

■橋梁・道路の維持管理

【1-1】 【2-2】 【2-4】 【5-1】 【5-2】 【6-1】 【6-3】
【7-2】

災害発生時の住民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋梁の整備等を推進する。

■老朽危険空き家対策【1-1】

老朽危険空き家に関しては、昭和56年以前に建てられた耐震性の低い木造住宅が多く、火災時の延焼や倒壊の可能性も考慮し、所有者への連絡や老朽危険空き家の除去費用の一部を補助するなどの対策を講じ、安全対策を強化する。

■消防機能の強化【2-3】 【7-1】

大規模な火災の発生に備え、消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能の強化を中心に体制の整備を推進する。

■防災拠点の整備【1-2】

大規模災害発生時、防災拠点となる離島センター「やはず」について、平時からの管理・整備を推進する。

また、災害対策本部の拠点となる庁舎や、庁舎の代替となる建物についても維持管理を推進する。

■避難所・避難場所の整備【1-2】

避難所となる体育館や公民館・集会所・その他臨時的に使用できる施設の耐震化・空調設備、補修工事等の整備について推進する。

また、避難場所についても整備・維持管理を図り、避難を妨げない体制づくりを推進する。

■福祉避難所との連携強化【1-2】

災害発生時に基本避難所での生活が困難な高齢者、障がいのある者、妊産婦など災害時要支援者を受け入れるため、指定済みの福祉避難所と更なる連携強化を図るとともに、要支援者のプライバシーの確保並びに配慮を必要とする物資の計画的な購入を推進する。（テント、間仕切り、ベッド、トイレ等）

■排水施設等の整備・維持管理【6-2】

台風等の大雨による地域の浸水被害を最小限に防ぐために、排水路、雨水ポンプ場等の排水施設の整備・維持管理、ダム等の治水施設の補修・改

修工事を推進する。

また、排水処理施設（浄化槽等含む）の整備・維持管理を推進する。

■給配水施設の整備・給水体制の確立【2-1】【6-1】

水道施設の耐震化や設備の更新、老朽化した水道管の更新・耐震化、普段からの漏水調査など、地震により水道管が破裂する断水被害の軽減措置を推進する。

また、水道管の破裂による断水が発生した場合の応急体制を整えることが重要であり安定した送配水の確立や水質の管理等、設備の整った環境づくりを推進する。

■施設（村が管理する建物）の維持管理【3-1】

村が管理する施設（役場庁舎、教育委員会庁舎、離島センター「やはず」、消防団分団庫、公民館、その他施設等）において適切な維持管理を行い、災害対策本部や避難所・避難場所に使用する施設の補修工事、建替えによる環境整備、代替施設の可能性がある建物について補修等を効率的に推進する。

■防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用

【2-2】【4-1】【4-2】

警報発令時や退避勧告等の情報伝達において、ケーブルテレビによる放送、スマートフォン等のアプリケーションを利用した情報発信、難視聴地域におけるスピーカー設置の検討など住民への効果的な情報伝達を推進する。

姫島村国土強靱化地域計画

年次計画

令和3年度

目次

1	姫島村国土強靱化地域計画 年次計画の基本事項	1
2	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に対応する事業計画	
(1)	直接死を最大限防ぐ	2
(2)	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	7
(3)	必要不可欠な行政機能は確保する	14
(4)	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	15
(5)	経済活動を機能不全に陥らせない	17
(6)	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	20
(7)	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	23
(8)	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	28

1 姫島村国土強靱化地域計画 年次計画の基本事項

(1) 年次計画の意義

令和3年度からの強靱化推進方針を示した姫島村国土強靱化地域計画（以下「強靱化計画」という。）の着実な推進を図るため、施策分野ごとの主要施策を明らかにした「姫島村国土強靱化地域計画 年次計画」（以下「年次計画」という。）を定める。

年次計画の推進にあたっては、できる限り、施策の進捗状況を把握し、目標数値を設定し、毎年度見直しを行うものとする。

(2) 施策の重点化

「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」などの視点により総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目（重点項目）を設定した。これにより、毎年度の予算編成や国や県などへの施策提案に反映する。

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 (※重点項目)
-----	--

●建物の耐震化		
関連事業・業務	事業内容	関係課
ブロック塀等除去支援事業	危険な既存ブロック塀等の除去工事に関する補助事業	建設課
住宅維持補修費	村営住宅の維持管理や改修工事	建設課
老朽危険家屋等除去促進事業	危険な老朽空家等の除去工事に関する補助事業	建設課
住宅・建築物耐震改修等事業	木造住宅の耐震診断・耐震改修・耐震シェルター等に関する補助事業	建設課
幼稚園園舎建替事業	幼稚園園舎の老朽化及び保育所との集約化による建替(認定こども園園舎)	教育課
教職員住宅設計事業	老朽化した教職員住宅建替のための設計事業(公共施設総合管理計画参照)	教育課
白寿苑建替事業	老朽化した白寿苑の建て替えを令和9年度までに行う。(公共施設総合管理計画参照)	住民福祉課
保育所建替事業	老朽化した保育所の建て替え(認定こども園移行検討)を令和10年度までに行う。(公共施設総合管理計画参照)	住民福祉課
代表的な指標		
関連指標	基準値 令和2年度末	関係課
ブロック塀除去箇所数	5箇所	建設課
老朽危険空家除去戸数	20戸	建設課

●橋梁・道路の維持管理		
関連事業・業務	事業内容	関係課
道路災害復旧事業	災害に伴う道路舗装工事や修繕に関する事業	建設課
橋梁長寿命化事業	橋梁長寿命化修繕計画の策定、法定点検及び計画や点検に基づく修繕事業	建設課
トンネル長寿命化事業	トンネル長寿命化修繕計画の策定、法定点検及び計画や点検に基づく修繕事業	建設課
村道松原大海線法面对策事業	道路防護柵工 L=140.4m	建設課
道路維持単独事業	村道の舗装補修等の維持管理に関する事業	建設課
道路新設改良単独事業	村道の拡幅や側溝整備等の道路新設改良に関する事業	建設課
目標値進捗管理		
関連指標	基準値 令和2年度末	関係課
橋梁長寿命化計画策定済	8 橋	建設課
橋梁長寿命化修繕	6 橋	建設課
トンネル長寿命化計画策定済	1 箇所	建設課
トンネル長寿命化修繕	1 箇所	建設課
村道大海稲積線法面对策(道路防護柵)	73 m	建設課

●老朽危険空き家対策		
関連事業・業務	事業内容	関係課
老朽危険家屋等除去促進事業	危険な老朽空家等の除去工事に関する補助事業	建設課
目標値進捗管理		
関連指標	基準値 令和2年度末	関係課
老朽危険空家除去戸数	20 戸	建設課

●住宅密集地における大規模火災の防止			
関連事業・業務	事業内容		関係課
消防団活動	年末夜警による警備や、防火査察、消防署との合同訓練による連携の強化等		総務課
消防団操法訓練	消防団の放水作業に関する訓練		総務課
目標値進捗管理			
関連指標	基準値 令和2年度末	目標値 令和7年度末	関係課
消防団員数	105 人	105 人	総務課

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 (※重点項目)
-----	----------------------------------

●避難路等の整備		
関連事業・業務	事業内容	関係課
防災協定	関係機関や企業との協定により、災害時の対応について、協力を依頼する。	総務課建設課
目標値進捗管理		
関連指標	基準値 令和2年度末	関係課
災害協定締結数	1件	総務課

●避難所・避難場所の整備		
関連事業・業務	事業内容	関係課
庁舎維持管理事業	本庁舎等の維持管理事業	総務課

●避難訓練・防災意識の向上			
関連事業・業務	事業内容		関係課
村内全域避難訓練	毎年、県民防災アクションデーに併せ村内全域で行う避難訓練		総務課
自主防災事業	防災士に関する費用（資格取得、研修費等）		総務課
防災意識啓発事業	防災関係のポスター・パンフレット等の掲示・配布による防災意識啓発に関する事業		総務課
防災学習	消防団等に対して防災講和等を行う		総務課
避難情報等の放送	台風接近時や地震発生に伴う避難情報、緊急地震速報等の放送		総務課
目標値進捗管理			
関連指標	基準値 令和2年度末	目標値 令和7年度末	関係課
村内全域避難訓練参加率	- %	20 %	総務課
防災士数	30人	35人	総務課

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生 （※重点項目）
-----	--

●災害危険予想地域等の状況確認		
関連事業・業務	事業内容	関係課
防災パトロール	災害危険地域を関係機関と視察し、警戒避難措置等必要な防災体制の確立を図る	総務課
急傾斜地崩壊対策事業 (大分県)	急傾斜地崩壊危険区域における法面对策等を行う	大分県
目標値進捗管理		
関連指標	基準値 令和2年度末	関係課
対策済急傾斜地崩壊危険区域	3箇所	大分県

●森林の保全		
関連事業・業務	事業内容	関係課
森林病虫害等防除事業	森林病虫害（マツノザイセンチュウ）に侵された松を伐木することにより、適切な森林管理を行う。	企画振興課
治山事業(大分県)	山地災害防止のため、治水・治山施設の整備や防災減災対策を行う	大分県

●土砂災害ハザードマップ等の作成			
関連事業・業務	事業内容		関係課
土砂災害ハザードマップ更新等事業	土砂災害ハザードマップの更新、HPへの掲載に関する事業		総務課
目標値進捗管理			
関連指標	基準値 令和2年度末	目標値 令和7年度末	関係課
土砂災害ハザードマップ（住民参加型）作成率	0%	100%	総務課

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 (※重点項目)
-----	--

●支援受入体制の整備 (ストックヤード等整備含む)		
関連事業・業務	事業内容	関係課
姫島村災害時受援計画	大規模災害時における他の自治体等からの人的・物的支援の円滑な受入れを目的とする計画	総務課
大分県広域受援計画	県外等から広域応援部隊の派遣や救援物資の輸送を円滑に受け入れるため、大分県が策定した計画	大分県

●関係機関、関連企業との協定締結		
関連事業・業務	事業内容	関係課
防災協定	関係機関や企業との協定により、災害時の対応について、協力を依頼する	総務課 建設課
目標値進捗管理		
関連指標	基準値 令和2年度末	関係課
災害協定締結数	1件	総務課

●備蓄食料等の確保・管理		
関連事業・業務	事業内容	関係課
災害時備蓄品購入事業	災害時に備えた備蓄品の購入等に関する事業	総務課

●道路啓開計画		
関連事業・業務	事業内容	関係課
大分県道路啓開計画	大地震が発生した際の緊急輸送体制の早期確保のため、啓開ルート及び啓開体制の構築を図る	大分県

- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 長期にわたる孤立地域等の発生 (※重点項目)

●漁港・湾内等の整備		
関連事業・業務	事業内容	関係課
漁港維持管理事業	村が管理する3漁港(5地区)の維持管理・補修業務に関する事業	建設課
漁港単独建設事業	村が管理する3漁港(5地区)の軽微な改良工事等を行う	建設課
港湾施設改良費 統合補助事業負担金	老朽化した港湾施設の計画的な補修や改良等に伴う兼管理港湾事業の負担金	建設課
東浦漁港水産物 供給基盤機能保全事業	東浦漁港(大海地区)浮棧橋補修 1.0式	建設課
北浦漁港海岸堤防等 老朽化対策事業	防波堤補修 L=25.3m	建設課
西浦漁港地方創生 港整備推進交付金事業	取付護岸補修 L=17.0m 浮棧橋補修 1.0式	建設課
漁港機能増進事業	漁港機能保全計画見直し 西浦漁港、北浦漁港、東浦漁港 各1.0式	建設課
漁港施設災害復旧事業	自然現象による災害で被災した漁港施設、海岸保全施設を復旧する事業	建設課
目標値進捗管理		
関連指標	基準値 令和2年度末	関係課
漁港機能保全計画策定率	100 %	建設課
漁港海岸長寿命化計画策定率	100 %	建設課

●防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用		
関連事業・業務	事業内容	関係課
J-ALERT保守点検事業	災害時の円滑な情報伝達のため、J-ALERTの保守点検を行う	総務課

●橋梁・道路の維持管理（1－1再掲）		
関連事業・業務	事業内容	関係課
道路災害復旧事業	災害に伴う道路舗装工事や修繕に関する事業	建設課
橋梁長寿命化事業	橋梁長寿命化修繕計画の策定、法定点検及び計画や点検に基づく修繕事業	建設課
トンネル長寿命化事業	トンネル長寿命化修繕計画の策定、法定点検及び計画や点検に基づく修繕事業	建設課
村道松原大海線法面对策事業	道路防護柵工 L=140.4m	建設課
道路維持単独事業	村道の舗装補修等の維持管理に関する事業	建設課
道路新設改良単独事業	村道の拡幅や側溝整備等の道路新設改良に関する事業	建設課
目標値進捗管理		
関連指標	基準値 令和2年度末	関係課
橋梁長寿命化計画策定済	8 橋	建設課
橋梁長寿命化修繕	6 橋	建設課
トンネル長寿命化計画策定済	1 箇所	建設課
トンネル長寿命化修繕	1 箇所	建設課
村道大海稲積線法面对策(道路防護柵)	73 m	建設課

●備蓄食料等の確保・管理（2－1再掲）		
関連事業・業務	事業内容	関係課
災害時備蓄品購入事業	災害時に備えた備蓄品の購入等に関する事業	総務課

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 (※重点項目)
-----	---

●消防団、ボランティアとの連携・協力体制強化			
関連事業・業務	事業内容		関係課
姫島村消防団	姫島村内の6分団（第6分団は金班、稲積班）で形成される姫島村消防団		総務課
目標値進捗管理			
関連指標	基準値 令和2年度末	目標値 令和7年度末	関係課
消防団員数	105 人	105 人	総務課

●消防機能の強化			
関連事業・業務	事業内容		関係課
非常備消防一般管理事業	消防団車両の維持管理、分団及び装備品購入に関する事業		総務課
目標値進捗管理			
関連指標	基準値 令和2年度末	目標値 令和7年度末	関係課
消防団デジタル無線機整備	0 台	16 台	総務課
消防団防火衣整備（機能更新）	14 着	14 着	総務課

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺 (※重点項目)
-----	---

●医療連携、ICTの強化及び拡充		
関連事業・業務	事業内容	関係課
医療情報の共有	「おおいた医療情報ホットネット」や「広域災害・救急医療情報システム (EMIS)」を活用しての情報共有	診療所

●救命講習の啓発		
関連事業・業務	事業内容	関係課
救命講習会	年に数回行っている救命講習の村民への啓発	診療所

●橋梁・道路の維持管理（1-1再掲）

関連事業・業務	事業内容	関係課
道路災害復旧事業	災害に伴う道路舗装工事や修繕に関する事業	建設課
橋梁長寿命化事業	橋梁長寿命化修繕計画の策定、法定点検及び計画や点検に基づく修繕事業	建設課
トンネル長寿命化事業	トンネル長寿命化修繕計画の策定、法定点検及び計画や点検に基づく修繕事業	建設課
村道松原大海線法面对策事業	道路防護柵工 L=140.4m	建設課
道路維持単独事業	村道の舗装補修等の維持管理に関する事業	建設課
道路新設改良単独事業	村道の拡幅や側溝整備等の道路新設改良に関する事業	建設課

目標値進捗管理

関連指標	基準値 令和2年度末	関係課
橋梁長寿命化計画策定済	8 橋	建設課
橋梁長寿命化修繕	6 橋	建設課
トンネル長寿命化計画策定済	1 箇所	建設課
トンネル長寿命化修繕	1 箇所	建設課
村道大海稲積線法面对策(道路防護柵)	73 m	建設課

●支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（2-1再掲）

関連事業・業務	事業内容	関係課
姫島村災害時受援計画	大規模災害時における他の自治体等からの人的・物的支援の円滑な受入れを目的とする計画	総務課
大分県広域受援計画	県外等から広域応援部隊の派遣や救援物資の輸送を円滑に受け入れるため、大分県が策定した計画	大分県

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
-----	----------------------

●健康管理体制の整備		
関連事業・業務	事業内容	関係課
予防接種事業	風疹や小児・高齢者を対象に国の定める感染症について	健康推進課

●医療連携、ICTの強化及び拡充（2-4再掲）		
関連事業・業務	事業内容	関係課
医療情報の共有	「おおいた医療情報ホットネット」や「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を活用しての情報共有	診療所

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 (※重点項目)
-----	-----------------------------------

●災害対策本部の機能確保		
関連事業・業務	事業内容	関係課
庁舎維持管理事業	本庁舎等の維持管理事業	総務課

●業務継続計画（BCP）の整備		
関連事業・業務	事業内容	関係課
姫島村業務継続計画	大規模災害時、職員が限られる中、効率的に業務を行うことを目的とした計画	総務課

●職員の防災意識向上		
関連事業・業務	事業内容	関係課
本庁舎総合防災訓練	庁舎内での地震・火災を想定した避難訓練	総務課

●施設（村が管理する建物）の維持管理		
関連事業・業務	事業内容	関係課
公営住宅等ストック総合改善事業	村営住宅長寿命化計画による改修工事等	建設課
村営住宅管理事業	村営住宅の維持管理維持、改修工事	建設課
目標値進捗管理		
関連指標	基準値 令和2年度末	関係課
村営住宅長寿命化計画策定率	100 %	建設課

●支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（2-1再掲）		
関連事業・業務	事業内容	関係課
姫島村災害時受援計画	大規模災害時における他の自治体等からの人的・物的支援の円滑な受入れを目的とする計画	総務課
大分県広域受援計画	県外等から広域応援部隊の派遣や救援物資の輸送を円滑に受け入れるため、大分県が策定した計画	大分県

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
-----	---------------------------

●防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用（2-2再掲）		
関連事業・業務	事業内容	関係課
J-ALERT保守点検事業	災害時の円滑な情報伝達のため、J-ALERTの保守点検を行う	総務課

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
-----	--

●防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用（2-2再掲）		
関連事業・業務	事業内容	関係課
J-ALERT保守点検事業	災害時の円滑な情報伝達のため、J-ALERTの保守点検を行う	総務課

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1	基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 (※重点項目)
-----	--

●橋梁・道路の維持管理 (1-1再掲)		
関連事業・業務	事業内容	関係課
道路災害復旧事業	災害に伴う道路舗装工事や修繕に関する事業	建設課
橋梁長寿命化事業	橋梁長寿命化修繕計画の策定、法定点検及び計画や点検に基づく修繕事業	建設課
トンネル長寿命化事業	トンネル長寿命化修繕計画の策定、法定点検及び計画や点検に基づく修繕事業	建設課
村道松原大海線法面对策事業	道路防護柵工 L=140.4m	建設課
道路維持単独事業	村道の舗装補修等の維持管理に関する事業	建設課
道路新設改良単独事業	村道の拡幅や側溝整備等の道路新設改良に関する事業	建設課
目標値進捗管理		
関連指標	基準値 令和2年度末	関係課
橋梁長寿命化計画策定済	8 橋	建設課
橋梁長寿命化修繕	6 橋	建設課
トンネル長寿命化計画策定済	1 箇所	建設課
トンネル長寿命化修繕	1 箇所	建設課
村道大海稲積線法面对策(道路防護柵)	73 m	建設課

●道路啓開計画 (2-1再掲)		
関連事業・業務	事業内容	関係課
大分県道路啓開計画	大地震が発生した際の緊急輸送体制の早期確保のため、啓開ルート及び啓開体制の構築を図る	大分県

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-2	食料等の安定供給の停滞 (※重点項目)
-----	---------------------

●橋梁・道路の維持管理 (1-1再掲)		
関連事業・業務	事業内容	関係課
道路災害復旧事業	災害に伴う道路舗装工事や修繕に関する事業	建設課
橋梁長寿命化事業	橋梁長寿命化修繕計画の策定、法定点検及び計画や点検に基づく修繕事業	建設課
トンネル長寿命化事業	トンネル長寿命化修繕計画の策定、法定点検及び計画や点検に基づく修繕事業	建設課
村道松原大海線法面对策事業	道路防護柵工 L=140.4m	建設課
道路維持単独事業	村道の舗装補修等の維持管理に関する事業	建設課
道路新設改良単独事業	村道の拡幅や側溝整備等の道路新設改良に関する事業	建設課
目標値進捗管理		
関連指標	基準値 令和2年度末	関係課
橋梁長寿命化計画策定済	8 橋	建設課
橋梁長寿命化修繕	6 橋	建設課
トンネル長寿命化計画策定済	1 箇所	建設課
トンネル長寿命化修繕	1 箇所	建設課
村道大海稲積線法面对策(道路防護柵)	73 m	建設課

●支援受入体制の整備 (ストックヤード等整備含む) (2-1再掲)		
関連事業・業務	事業内容	関係課
姫島村災害時受援計画	大規模災害時における他の自治体等からの人的・物的支援の円滑な受入れを目的とする計画	総務課
大分県広域受援計画	県外等から広域応援部隊の派遣や救援物資の輸送を円滑に受け入れるため、大分県が策定した計画	大分県

●備蓄食料等の確保・管理（2－1再掲）		
関連事業・業務	事業内容	関係課
災害時備蓄品購入事業	災害時に備えた備蓄品の購入等に関する事業	総務課

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1	上水道等の長期間にわたる供給停止（※重点項目）
-----	--------------------------------

●支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（2-1再掲）		
関連事業・業務	事業内容	関係課
姫島村災害時受援計画	大規模災害時における他の自治体等からの人的・物的支援の円滑な受入れを目的とする計画	総務課
大分県広域受援計画	県外等から広域応援部隊の派遣や救援物資の輸送を円滑に受け入れるため、大分県が策定した計画	大分県

●橋梁・道路の維持管理（1-1再掲）		
関連事業・業務	事業内容	関係課
道路災害復旧事業	災害に伴う道路舗装工事や修繕に関する事業	建設課
橋梁長寿命化事業	橋梁長寿命化修繕計画の策定、法定点検及び計画や点検に基づく修繕事業	建設課
トンネル長寿命化事業	トンネル長寿命化修繕計画の策定、法定点検及び計画や点検に基づく修繕事業	建設課
村道松原大海線法面对策事業	道路防護柵工 L=140.4m	建設課
道路維持単独事業	村道の舗装補修等の維持管理に関する事業	建設課
道路新設改良単独事業	村道の拡幅や側溝整備等の道路新設改良に関する事業	建設課
目標値進捗管理		
関連指標	基準値 令和2年度末	関係課
橋梁長寿命化計画策定済	8 橋	建設課
橋梁長寿命化修繕	6 橋	建設課
トンネル長寿命化計画策定済	1 箇所	建設課
トンネル長寿命化修繕	1 箇所	建設課
村道大海稲積線法面对策(道路防護柵)	73 m	建設課

●道路啓開計画（2－1再掲）		
関連事業・業務	事業内容	関係課
大分県道路啓開計画	大地震が発生した際の緊急輸送体制の早期確保のため、啓開ルート及び啓開体制の構築を図る	大分県

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3	交通インフラの長期間にわたる機能停止
-----	--------------------

●橋梁・道路の維持管理（1-1再掲）		
関連事業・業務	事業内容	関係課
道路災害復旧事業	災害に伴う道路舗装工事や修繕に関する事業	建設課
橋梁長寿命化事業	橋梁長寿命化修繕計画の策定、法定点検及び計画や点検に基づく修繕事業	建設課
トンネル長寿命化事業	トンネル長寿命化修繕計画の策定、法定点検及び計画や点検に基づく修繕事業	建設課
村道松原大海線法面対策事業	道路防護柵工 L=140.4m	建設課
道路維持単独事業	村道の舗装補修等の維持管理に関する事業	建設課
道路新設改良単独事業	村道の拡幅や側溝整備等の道路新設改良に関する事業	建設課
目標値進捗管理		
関連指標	基準値 令和2年度末	関係課
橋梁長寿命化計画策定済	8 橋	建設課
橋梁長寿命化修繕	6 橋	建設課
トンネル長寿命化計画策定済	1 箇所	建設課
トンネル長寿命化修繕	1 箇所	建設課
村道大海稲積線法面対策(道路防護柵)	73 m	建設課

●道路啓開計画（2-1再掲）		
関連事業・業務	事業内容	関係課
大分県道路啓開計画	大地震が発生した際の緊急輸送体制の早期確保のため、啓開ルート及び啓開体制の構築を図る	大分県

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1	地震に伴う村内の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 (※重点項目)
-----	---

●住宅密集地における大規模火災の防止（1-1再掲）			
関連事業・業務	事業内容		関係課
消防団活動	年末夜警による警備や、防火査察、消防署との合同訓練による連携の強化等		総務課
消防団操法訓練	消防団の放水作業に関する訓練		総務課
目標値進捗管理			
関連指標	基準値 令和2年度末	目標値 令和7年度末	関係課
消防団員数	105 人	105 人	総務課

●人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成			
関連事業・業務	事業内容		関係課
消防団操法訓練	消防団の放水作業に関する訓練		総務課
消防団夏季総合訓練	安全資機材の講習、放水訓練、搬送訓練等の総合的な訓練を消防署、地域と連携して行う		総務課
目標値進捗管理			
関連指標	基準値 令和2年度末	目標値 令和7年度末	関係課
消防団員数	105 人	105 人	総務課

●消防機能の強化（2－3再掲）			
関連事業・業務	事業内容		関係課
非常備消防一般管理事業	消防団車両の維持管理、分団及び装備品購入に関する事業		総務課
目標値進捗管理			
関連指標	基準値 令和2年度末	目標値 令和7年度末	関係課
消防団デジタル無線機整備	0 台	16 台	総務課
消防団防火衣整備（機能更新）	14 着	14 着	総務課

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞（※重点項目）
-----	------------------------

●建物の耐震化（1-1再掲）		
関連事業・業務	事業内容	関係課
ブロック塀等除去支援事業	危険な既存ブロック塀等の除去工事に関する補助事業	建設課
住宅維持補修費	村営住宅の維持管理や改修工事	建設課
老朽危険家屋等除去促進事業	危険な老朽空家等の除去工事に関する補助事業	建設課
住宅・建築物耐震改修等事業	木造住宅の耐震診断・耐震改修・耐震シェルター等に関する補助事業	建設課
幼稚園園舎建替事業	幼稚園園舎の老朽化及び保育所との集約化による建替（認定こども園園舎）	教育課
教職員住宅設計事業	老朽化した教職員住宅建替のための設計事業（公共施設総合管理計画参照）	教育課
白寿苑建替事業	老朽化した白寿苑の建て替えを令和9年度までに行う。（公共施設総合管理計画参照）	住民福祉課
保育所建替事業	老朽化した保育所の建て替え（認定こども園移行検討）を令和10年度までに行う。（公共施設総合管理計画参照）	住民福祉課
代表的な指標		
関連指標	基準値 令和2年度末	関係課
ブロック塀除去箇所数	5箇所	建設課
老朽危険空家除去戸数	20戸	建設課

●橋梁・道路の維持管理（1－1再掲）		
関連事業・業務	事業内容	関係課
道路災害復旧事業	災害に伴う道路舗装工事や修繕に関する事業	建設課
橋梁長寿命化事業	橋梁長寿命化修繕計画の策定、法定点検及び計画や点検に基づく修繕事業	建設課
トンネル長寿命化事業	トンネル長寿命化修繕計画の策定、法定点検及び計画や点検に基づく修繕事業	建設課
村道松原大海線法面对策事業	道路防護柵工 L=140.4m	建設課
道路維持単独事業	村道の舗装補修等の維持管理に関する事業	建設課
道路新設改良単独事業	村道の拡幅や側溝整備等の道路新設改良に関する事業	建設課
目標値進捗管理		
関連指標	基準値 令和2年度末	関係課
橋梁長寿命化計画策定済	8 橋	建設課
橋梁長寿命化修繕	6 橋	建設課
トンネル長寿命化計画策定済	1 箇所	建設課
トンネル長寿命化修繕	1 箇所	建設課
村道大海稲積線法面对策(道路防護柵)	73 m	建設課

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-3	ため池、防災施設、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
-----	--

●農地・農業用施設の保全		
関連事業・業務	事業内容	関係課
有害鳥獣被害防止対策事業	有害鳥獣被害防止柵の資機材に対する助成事業	企画振興課
有害鳥獣捕獲事業	野生鳥獣による農作物の被害防止のため、捕獲を行う	企画振興課
農地・農業施設災害復旧事業	自然現象により被災した農地や農業施設の復旧に関する事業	建設課

●森林の保全（1-3再掲）		
関連事業・業務	事業内容	関係課
森林病虫害等防除事業	森林病虫害（マツノザイセンチュウ）に侵された松を伐木することにより、適切な森林管理を行う。	企画振興課
治山事業（大分県）	山地災害防止のため、治水・治山施設の整備や防災減災対策を行う	大分県

●ため池・ダム等維持管理		
関連事業・業務	事業内容	関係課
団体営ため池等整備事業	ため池が決壊した場合の浸水想定区域を周知するため、ハザードマップを作成する。	建設課
目標値進捗管理		
関連指標	基準値 令和2年度末	関係課
ため池ハザードマップ作成	2 池	建設課

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
-----	--

●民間企業との協力体制		
関連事業・業務	事業内容	関係課
防災協定	関係機関や企業との協定により、災害時の対応について、協力を依頼する。	総務課 建設課
目標値進捗管理		
関連指標	基準値 令和2年度末	関係課
災害協定締結数	1件	総務課

●支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（2-1再掲）		
関連事業・業務	事業内容	関係課
姫島村災害時受援計画	大規模災害時における他の自治体等からの人的・物的支援の円滑な受入れを目的とする計画	総務課
大分県広域受援計画	県外等から広域応援部隊の派遣や救援物資の輸送を円滑に受け入れるため、大分県が策定した計画	大分県

●関係機関、関連企業との協定締結（2-1再掲）		
関連事業・業務	事業内容	関係課
防災協定	関係機関や企業との協定により、災害時の対応について、協力を依頼する	総務課 建設課
目標値進捗管理		
関連指標	基準値 令和2年度末	関係課
災害協定締結数	1件	総務課

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	-------------------------------------

●地域コミュニティの強化			
関連事業・業務	事業内容		関係課
村内全域避難訓練	毎年、県民防災アクションデーに併せ村内全域で行う避難訓練		総務課
自主防災事業	防災士に関する費用（資格取得、研修費等）		総務課
目標値進捗管理			
関連指標	基準値 令和2年度末	目標値 令和7年度末	関係課
村内全域避難訓練参加率	- %	20 %	総務課
防災士数	30 人	35 人	総務課